

下関市では、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象に遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブを開設しています。

就労のほか、保護者の疾病や障害がある場合も放課後児童クラブの利用を可能としていますが、その際には、主治医の意見書により利用の可否を判断することとしております。

お手数をお掛けしますが、意見書の発行について宜しく申し上げます。
ご不明な点がございましたら、ご連絡ください。

下関市子ども未来部子育て政策課
放課後保育係
TEL 083 (231) 1431

主治医の意見書

【下関市放課後児童クラブ利用児童の保護者の疾病・障害等について】

氏名							
生年月日	年	月	日	性別	男	・	女
診断内容 (病名、障害の内容等)	(診断日 年 月 日)						
(該当する□に✓をお願いいたします。)							
<input type="checkbox"/> 子どもを監護する事は困難である。 <input type="checkbox"/> 自宅療養中または通院中であり、介護が必要である。 <input type="checkbox"/> 入院中である。 <input type="checkbox"/> 在宅で常時病臥である。 <input type="checkbox"/> 子どもの監護は可能である。 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>							
記載日	年	月	日				
医療機関名							
医師名							

※この書類に関する費用等の負担は請求者（患者）になります。